

---

	<b>実務対応</b>
プロジェクト	<b>取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い</b>
項目	<b>開示(注記)</b>

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合」(以下「取締役の報酬等としての株式の無償交付」という)の開示(注記)について検討することを目的としている。

## II. 注記を検討するに際してのアプローチ

2. 本件に関する注記を検討する際には、以下のアプローチが考えられる。
  - (1) 開示目的を明示したうえで、開示目的に照らして重要な項目を注記する旨を定める。
  - (2) スtock・オプション会計基準及び適用指針における注記を基礎とした上で、個々の注記項目を定める。
3. 前項(1)の方法を採用する場合、開示目的に照らして重要な項目のみが開示されることとなるため、企業が開示目的に照らして重要性のない項目の開示の検討を行わないで済む利点があると考えられる。

ただし、本件については、基本的にStock・オプション会計基準を準用して会計処理の取扱いを定めることとしているため、その観点からは(2)の方法が整合的であると思われ、前項(2)のアプローチを採用することとしてはどうか。

以下、前項(2)のアプローチを前提に検討を行っている。

## III. 注記の内容の検討

4. 「取締役の報酬等としての株式の無償交付」の注記を検討するにあたっては、事前交付型と事後交付型とでプロセスが異なることや、権利行使が行われた場合にのみ株式が交付されるStock・オプションと異なり、権利行使のプロセスが存在しない点等を考慮する必要があると考えられる。

以下では、ストック・オプション会計基準における注記事項の定めを記載したうえで（ただし(2)についてはストック・オプション適用指針の定めもあわせて記載している）、これと同様の注記事項の定めを設けることを前提に、考えられる注記事項の定めについて、追加事項について下線を付し、削除事項について取り消し線で表示している。

- (1) ~~ストック・オプション会計基準本実務対応報告~~の適用による財務諸表への影響額
- (2) 各会計期間において存在したストック・オプション~~事前交付型、事後交付型の別に、取引の内容、規模（付与数等）及びその変動状況~~
  - ① 付与対象者の区分（取締役、執行役員、従業員、などの別）及び人数
  - ② ~~ストック・オプション株式の数（権利行使された場合に交付することとなる株式の数で表示する。当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。）~~
    1. 付与数
    2. 権利不確定によって没収された株式の数（事前交付型）、権利不確定による失効数（事後交付型）
    3. 権利確定数
    4. 権利未確定残数
    5. 権利行使数
    6. 権利不行使による失効数
    7. 権利確定後の未行使残数
  - ③ 付与日
  - ④ 権利確定条件（付されていない場合にはその旨）
  - ⑤ 対象勤務期間（定めがない場合にはその旨）
  - ⑥ 権利行使期間
  - ⑦ 権利行使価格
  - ⑧ 付与日における公正な評価単価（~~会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションに関する評価単価をいう。~~）

- ⑨ ~~権利行使時の株価の平均値（当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする。）~~
- (3) ~~ストック・オプションの付与日における公正な評価単価の見積方法~~
- (4) ~~ストック・オプションの権利確定数の見積方法~~
- (5) ~~ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合には、当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額~~
- (6) ~~ストック・オプションの条件変更の状況~~
- (7) ~~自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠~~
5. 前項の内容を踏まえると、取締役の報酬等としての株式の無償交付に関する注記事項の文案は以下のとおりとなる（項番号は仮）。

**開 示**

18. 次の事項を注記する。
- (1) 本実務対応報告の適用による財務諸表への影響額
- (2) 事前交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況
- ① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数
- ② 付与数、当該会計期間中に権利不確定によって没収された株式の数、当該会計期間中の権利確定数、期首及び期末における権利未確定残数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う）
- ③ 付与日
- ④ 権利確定条件（付されていない場合にはその旨）
- ⑤ 対象勤務期間（定めがない場合にはその旨）
- ⑥ 付与日における公正な評価単価
- (3) 事後交付型について、取引の内容、規模及びその変動状況
- ① 付与対象者の区分（取締役、執行役の別）及び人数
- ② 付与数、当該会計期間中の権利不確定による失効数、当該会計期間中の権利確定数、期首及び期末における権利未確定残数（当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う）
- ③ 付与日
- ④ 権利確定条件（付されていない場合にはその旨）

- ⑤ 対象勤務期間（定めがない場合にはその旨）
- ⑥ 付与日における公正な評価単価
- (4) 付与日における公正な評価単価の見積方法
- (5) 権利確定数の見積方法
- (6) 条件変更の状況

6. なお、第4項に記載したストック・オプション会計基準における注記の定めのほか、ストック・オプション適用指針では注記項目の詳細や記載方法に関する定めを別途置いている（別紙1を参照のこと）。これらについては、実務対応報告案に含めると煩雑になるため、ストック・オプション適用指針を準用することとする。その場合の文案は以下のとおりである（項番号は仮）。

19. 前項の注記事項に関する具体的な内容や記載方法の他、本実務対応報告に会計処理の定めのない事項に係る注記については、ストック・オプション適用指針第24項(1)、第27項、第28項(2)、第29項、第30項、第33項及び第35項の定めを準用する。

#### ディスカッション・ポイント

「取締役の報酬等としての株式の無償交付」についての注記事項に関する事務局提案（第4項）及び文案（第5項及び第6項）について、ご意見を伺いたい。

### IV. 1 株当たり情報における取扱い

#### （潜在株式調整後1株当たり当期純利益に関する取扱い）

7. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第95条の5の3において潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の注記が要求されており、そこでは、潜在株式は「普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約」とされている。

また、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（以下「1株当たり当期純利益会計基準」という。）第20項において、潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算定した1株当たり当期純利益（以下「潜在株式調整後1株当たり当

期純利益」という。)が、1株当たり当期純利益を下回る場合に、当該潜在株式は希薄化効果を有するものとする、とされている。

さらに、1株当たり当期純利益会計基準第9項において、「潜在株式」とは、その保有者が普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準じる権利が付された証券又は契約をいい、例えば、ワラントや転換証券が含まれる、とされている。

事後交付型の取締役の報酬等としての株式の無償交付においては、権利確定条件が付され、権利が確定した場合に株式の発行等が行われる条件付の契約が企業と取締役等との間で締結される。したがって、権利確定条件の充足を条件として、取締役等が株式を取得することができる権利が付された契約が締結されるものであり、事後交付型において付与される株式は、潜在株式の定義(上記参照)を満たすものと考えられる。

8. なお、事前交付型においては、事前に株式が交付されることから、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたって、特段の定めを置く必要はないと考えられる。

(事前交付型においては、事前に株式が交付された段階で1株当たり当期純利益の算定上の分母が大きくなり、事後交付型よりも1株当たり当期純利益が小さくなる。これは、事前交付型においては取締役等は事前の割当日に株主となり配当等の権利を得るため、その実態を反映したものであり、特段の問題はないと考えられる。)

#### (1株当たり純資産額の算定)

9. 1株当たり純資産額は、普通株式に係る期末の純資産額を、期末の普通株式(普通株式と同等の株式を含む)の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数で除して算定するとされている(企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(以下「1株当たり当期純利益適用指針」という。)第34項)。
10. 前項における普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から以下の金額を控除して算定するとされている(1株当たり当期純利益適用指針第35項)。

- (1) 新株式申込証拠金

- (2) 自己株式申込証拠金
  - (3) 普通株式よりも配当請求権又は残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額（当該優先的な株式に係る資本金及び資本剰余金の合計額）
  - (4) 当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
  - (5) 新株予約権
  - (6) 非支配株主持分（連結財務諸表の場合）
11. 事後交付型においては、権利確定後の株式交付までの間は純資産の部の株主資本以外の項目が計上される。当該項目は新株予約権及び非支配株主持分と同様に普通株主に関連しない項目であるため、普通株主に係る期末の純資産額の算定において、純資産の部の合計額から控除することが適当であると考えられる。

**(1 株当たり情報に関する注記案)**

12. 以上の提案に基づく、1株当たり情報の注記に関する文案は以下のとおりである（項番号は仮）。

20. 事後交付型における全ての権利が確定した場合に交付されることとなる株式は、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（以下「1株当たり当期純利益会計基準」という。）第9項の「潜在株式」として取扱い、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定において、ストック・オプションと同様に取扱う。

また、【名称未定】は1株当たり純資産の算定上、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「1株当たり当期純利益適用指針」という。）第34項の期末の純資産額から控除する。

**ディスカッション・ポイント**

「取締役の報酬等としての株式の無償交付」についての1株当たり情報に関する事務局提案（第7項及び第11項）及び文案（第12項）について、ご意見を伺いたい。

## V. 関連当事者取引の開示における取扱い

13. 企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」(以下、「関連当事者会計基準」という。)及び企業会計基準提要点指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(以下、「関連当事者適用指針」という。)の規定に基づいて「取締役の報酬等としての株式の無償交付」の関連当事者の開示における取扱いについて検討する。

### (関連当事者会計基準における定め)

14. 関連当事者会計基準では「財務諸表提出会社の役員は関連当事者に該当する」とされており(関連当事者会計基準第 5 項(3)⑦)、さらに、「役員とは取締役、会計参与、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう(関連当事者会計基準第 5 項(7))」とされている。
15. 関連当事者との取引のうち、開示対象となる関連当事者との取引の範囲については、関連当事者会計基準において、以下のとおりとされている。
- (1) 会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を開示対象とするとされている(関連当事者会計基準第 6 項)。また、無償取引については独立第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積もった上で、重要性の判断を行う必要がある(関連当事者会計基準第 7 項)とされている。なお、関連当事者が役員等の個人の場合は、連結損益計算書項目及び連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、1,000 万円を超える取引が開示対象とされている(関連当事者適用指針第 16 項)。
  - (2) 一方で、以下の取引は、開示対象外とするとされている(関連当事者会計基準第 9 項)
    - ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
    - ② 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
  - (3) また、増資の引受や自己株式の取得などの資本取引については、開示対象となるが、公募増資は、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引に該当するため、開示対象外の取引と考えられるとされている(関連当事者会計基準第 28 項)。
16. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示することとされている(関連当事者会計基準第 10 項)。

- (1) 関連当事者の概要
- (2) 会社と関連当事者との関係
- (3) 取引の内容。なお、形式的・名目的には第三者との取引である場合は、形式上の取引先名を記載した上で、実質的には関連当事者との取引である旨を記載する。
- (4) 取引の種類ごとの取引金額
- (5) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- (7) 取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- (8) 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、関連当事者会計基準第5項(3)に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

#### **(役員へのストック・オプション及びこれまで行われている株式報酬における取扱い)**

##### **役員に付与されるストック・オプションの実務における取扱い**

17. 関連当事者会計基準では、「役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い」は開示対象外とされている（第15項(2)②参照）。ただし、役員に付与されるストック・オプションが関連当事者取引の開示対象かどうかについては、関連当事者会計基準、ストック・オプション会計基準いずれにおいても明確な定めはない。

実務においては、ストック・オプションにおける新株予約権の付与及び各期での報酬費用の計上は関連当事者会計基準（第15項(2)②参照）の解釈で開示対象外とされているものと考えられる。一方、権利行使に伴う株式の発行（又は自己株式の処分）については資本取引（第15項(3)参照）として開示対象としている事例がみられる<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 日本公認会計士協会 会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」には、関連当事者取引に関する注記について、以下のとおり説明されている。

「財務諸表作成会社の役員（取締役、執行役及び監査役）及びその近親者は関連当事者に該当するものとして、一定の要件を満たす取引が関連当事者との取引として開示される（企業会計基準第11号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者会計基準」とい。）第5項(3)⑦、第6項、連結財務諸表規則第15条の4の2、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条の10及び会社計算規則第112条）。

当該注記において役員報酬は、非財務情報であるコーポレート・ガバナンスに関する情報の中で当該内容の開示が規定されていることなどからその対象外とされている（関連当事者会計基準第9項(2)）。このとき、ストック・オプションを例に取ると、費用処理につながる新株予



現物出資構成による役員への株式の交付の実務における取扱い

18. 実務上、いわゆる現物出資構成（金銭を取締役の報酬等とした上で、取締役をして株式会社に対する報酬支払請求権を現物出資財産として給付させることによって株式を交付する方法。以下同じ。）によって取締役の報酬として株式が交付されている場合、関連当事者取引として「金銭報酬債権の現物出資」の注記が行われている事例が見られる。これは、金銭報酬債権の現物出資について、ストック・オプションにおける権利行使と同様に、資本取引とみて開示対象としているものと思われる。

**(取締役の報酬等としての株式の無償交付に関する分析)**

19. 取締役の報酬等としての株式の無償交付においては、事前交付型、事後交付型ともに、取締役等への報酬という性質に加え、株式が交付されることから資本取引の性質も有するため、両方の側面から関連当事者取引の開示について検討することが必要となる。
20. まず、取締役の報酬等としての株式の無償交付における報酬としての側面では、役員に対する報酬の支払いが開示対象外とされている（第15項(2)②参照）ことから、実務的にストック・オプションにおける新株予約権の付与及び各期での報酬費用の計上が開示対象外とされていることを踏まえると、取締役の報酬等としての株式の無償交付における各期の報酬費用の計上も、関連当事者の開示対象外とすることが整合的と考えられる。

一方で、取締役の報酬等としての株式の無償交付における株式の交付（資本取引）については、会社法上で有利発行の判断が必要ないとしても、財務諸表の利用者に提供する情報としては有用となる可能性がある。ただし、以下の理由から、関連当事者の開示を行う必要性は必ずしも大きくないものと考えられる。

- (1) 取締役の報酬等としての株式の無償交付においては、権利行使時に権利行使価格の払込みを受けて株式が交付されるストック・オプションとは異なり、交付する株式についての払込がサービス提供のみによってなされ、報酬の計上と株式の交付（資本取引）が同額で行われるため、報酬費用とは別に株式の交付に

---

約権の付与は開示対象外取引となるものの、権利行使に伴う株式の発行（又は自己株式の処分）について、開示の基準を満たすものについては資本取引として開示対象となると考えられる。

新たな役員報酬スキームについても、この考え方などを参考に、関連当事者との取引として開示すべきものがないかどうか、検討することが求められる。」

関する関連当事者の注記を行う必要性に乏しいと考えられること

(2) 関連当事者取引として開示が求められる項目（第 16 項参照）のうち、取引の内容や取引金額、取引条件に関する情報は、概ね、今回の検討対象の取引の注記事項（第 5 項及び第 6 項参照）として開示されることとなり、利用者が取引内容や条件を判断するための一定の情報は提供されるものと考えられること

21. よって、以上の分析を結論の背景に記載することとしてはどうか（ストック・オプションについて関連当事者取引の開示が明示されていないことを踏まえると、実務対応報告本文での記載は難しいと考えられる。）。

#### ディスカッション・ポイント

「取締役の報酬等としての株式の無償交付」の関連当事者の開示の取扱いに関する事務局提案（第 21 項）について、ご意見を伺いたい。

以 上

**別紙1：企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」における開示の定め**

以下、ストックオプション会計基準及びストック・オプション適用指針における開示の定めについて、以下のとおり区分して表示している。

- 実務対応報告の文案に直接記載した項目：ハイライトその1
- 準用する形で文案に含めた項目：ハイライトその2
- 今回の検討対象の取引においては該当しない項目：取り消し線

**企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」  
開示**

16. 次の事項を注記する。

(1) 本会計基準の適用による財務諸表への影響額

(2) 各会計期間において存在したストック・オプションの内容、規模（付与数等）及びその変動状況（行使数や失効数等）。~~なお、対象となるストック・オプションには、適用開始より前に付与されたものを含む（第17項）。~~

(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

(5) ~~ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行う場合（第13項）には、当該ストック・オプションの各期末における本源的価値の合計額及び各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額（第60項から第63項）~~

(6) スtock・オプションの条件変更の状況

(7) ~~自社株式オプション又は自社の株式に対価性がない場合には、その旨及びそのように判断した根拠（第29項）~~

~~—財貨又はサービスの対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる取引（ストック・オプションを付与する取引を除く。）についても、ストック・オプションを付与する取引に準じて、該当する事項を注記する。~~

**企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」**

**開示**

**会計基準の適用による財務諸表への影響額の注記**

24. 会計基準の適用対象となっている取引について、会計基準を適用したことによる財務諸表への次の影響額を注記する。

- (1) サービスを取得した場合には、当該会計期間において計上した費用の額とその科目名称（ストック・オプションを付与した場合は、これに該当する。当該会計期間に新たに付与したストック・オプション等に係る当期の費用計上額と、当該会計期間より前に付与されたストック・オプション等に係る当期の費用計上額の双方を含む。）
- ~~(2) 財貨を取得した場合には、その取引による当初の資産計上額（又は費用計上額）と科目名称~~
- ~~(3) 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額~~

**ストック・オプションを付与する取引についての注記**

**（ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況）**

25. 当該会計期間において存在したストック・オプションについて、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として、次の事項を注記する。

- (1) 付与対象者の区分（役員、従業員、などの別）及び人数
- (2) スtock・オプションの数（権利行使された場合に交付することとなる株式の数で表示する。当該企業が複数の種類の株式を発行している場合には、株式の種類別に記載を行う。）
- (3) 付与日
- (4) 権利確定条件（付されていない場合にはその旨）
- (5) 対象勤務期間（定めがない場合にはその旨）
- ~~(6) 権利行使期間~~
- ~~(7) 権利行使価格~~
- (8) 付与日における公正な評価単価（会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションに関する評価単価をいう。）
- ~~(9) 権利行使時の株価の平均値（当該会計期間中に権利行使されたものを対象とする。）~~

26. 前項(2)のストック・オプションの数に関しては、下記の区分ごとに記載する(②、③、⑤及び⑥については、当該会計期間中の数を記載し、④及び⑦については、期首及び期末の数を記載する)。

- ① 付与数
- ② 権利不確定による失効数
- ③ 権利確定数
- ④ 権利未確定残数
- ⑤ 権利行使数
- ⑥ 権利不行使による失効数
- ⑦ 権利確定後の未行使残数

### ストック・オプションを付与する取引についての注記

#### (集約した記載及び簡便な算定方法)

27. 第 25 項の注記は、次のいずれかの方法で記載する。

- (1) 契約単位で記載する方法
- (2) 複数の契約を集約して記載する方法

付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが概ね類似しているものに関しては、(2) の記載方法によることができる。

ただし、株式の公開前に付与したストック・オプションと、公開後に付与したストック・オプションを集約して記載することはできない。権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについても、集約して記載することはできない。

なお、第 25 項(9)の計算については、月中の平均株価を用いる等、簡便で合理的な算定方法によることができる。

28. 前項(2)により記載を行う場合、第 25 項(7)、(8)及び(9)の項目に関する集約の方法は次による。

- (1) ~~権利行使時の株価の平均値については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値~~
- (2) 付与日における公正な評価単価及び権利行使価格については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値と当該会計期間末の残存数（権利未確定数と権利確定未行使数との合計）に基づく加重平均値

#### (ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法)

29. 当該会計期間中に付与されたストック・オプション及び当該会計期間中の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションにつき、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載する。使用した算定技法と使用した主な基礎数値の見積方法に関し、内容が同一のものについては集約して記載することができる。

**(ストック・オプションの権利確定数の見積方法)**

30. **ストック・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載する。**

**(未公開企業におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法)**

31. ~~未公開企業においてストック・オプションを付与している場合には、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法(会計基準第16項(3))として、その価値算定の基礎となる自社の株式の評価方法についても注記する。~~

**(単位当たりの本源的価値によった場合の開示に関する簡便な算定方法)**

32. ~~未公開企業において、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値によった場合には、各会計期間中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額を注記しなければならない(会計基準第16項(5))が、この計算は、月中の平均株価を基礎として算定する等の簡便で合理的な算定方法によることができる。~~

**(ストック・オプションの条件変更の状況)**

33. **ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプションの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容について注記する。**

**条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行わなかった場合(会計基準第10項(2)の場合)にも、その旨を注記する。**

**財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いる場合**

34. ~~財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社の株式を用いた場合には、該当する項目につき、ストック・オプションの場合の注記に準じて開示を行う。この場合、取得した財貨又はサービスの内容及び財貨又はサービスの取得価額の算定を当該財貨又はサービスの公正な評価額によった場合には、その旨を併せて注記する。~~

**連結財務諸表において開示が求められるストック・オプション等の範囲**

35. **連結財務諸表においては、親会社が付与したストック・オプション等の他、連結**

子会社が付与したストック・オプション等についても開示の対象となる。